

平成19年度違法伐採総合対策事業の進め方について

第3回違法伐採総合対策推進協議会

平成19年6月4日

1 基本的な考え方

本事業では、①協議会の設置、②合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業、③合法性・持続可能性証明システム検証事業、④合法性・持続可能性証明システム普及・啓発事業の各事業を行ってきたところであるが、2年目となる19年度は、業界団体認定による供給システムの器作りが一定程度進んだことから、需要側に対する普及啓発を行い合法木材製品の調達を促すとともに、供給側に対しては合法木材製品の信頼性が確保されるよう体制の更なる整備を図ることとする。

また、20年6月の北海道洞爺湖サミットでは違法伐採問題が取り上げられる見通しにあることから、木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明に係る各国の取組状況を調査し、証明方法（ガイドライン）のあり方について検討を深めることとする。

2 合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業

（1）事業の目的

需要側と供給側の連携等に基づく先進的な取組事例、主要木材輸出国の森林伐採に係る法規制等について調査を行うこととする。

（2）事業の実施方向

国内事例調査として、合法性等が証明された木材を調達方針に掲げる企業や業界団体等の先進事例および各県で実施している地域材（県産材）認定制度について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。その際、調査箇所の選定過程では業界団体とのセミナーを行い、調査結果についても報告会を行うなど、4の普及事業と連携を取りながら実施する。

海外事例調査として、18年度の国際セミナー2007の蓄積を踏まえ、広く海外の企業による合法木材の供給事例を収集する。また、海外企業による先進的な取組事例や貿易相手国における証明制度（検討中も含む）について、合法木材証明制度の信頼性、持続可能性の証明方法などガイドラインとの関係において調査を行う。更に、調査対象地域で小規模なセミナーを行うなど、4の普及事業との連携をはかる。

（3）ワーキンググループ

当該事業の実施を効果的に行うため資料4のメンバーによるワーキンググループを設置し、その助言を受けて実施する。

3 合法性・持続可能性証明システム検証事業

(1) 事業の目的

各業界団体による制度運営について調査・検証を行い、その実効性や問題点を明らかにする。

(2) 事業の実施方向

18年度の供給側アンケート調査を踏まえ、本年度は需要者側に対するアンケート調査を実施するとともに、10事例程度の合法木材調達のトレーサビリティと国内10地域程度の業界団体による取組を調査する。また、昨年度の国際セミナーで報告された海外の事例2カ所程度を調査することとする。更に、合法木材供給認定事業者研修の機会を活用するなど、4の普及事業との連携を図る。

(3) ワーキンググループ

当該事業の実施を効果的に行うため資料4のメンバーによるワーキンググループを設置し、その助言を受けて実施する。

4 合法性・持続可能性証明システム普及事業

(1) 事業の目的

合法木材の供給及び調達(利用)の促進を図るため主要国サミットでの違法伐採の取組などを踏まえ、地方公共団体、森林所有者、木材関連業界、消費者団体、一般消費者及び諸外国等に対する普及・啓発活動を実施する。

(2) 事業の実施方向

需要・調達側に対して、国、地方自治体、企業、業界団体、一般消費者などを対象とした合法木材PRパンフレットを作成・配布するほか、新聞等への広告、エコプロダクツ展などへの出展、各種セミナーの開催、合法木材製品の紹介用ホームページを作成、合法木材マークの検討などを通して、合法木材製品の普及を図る。

国内の供給側に対しては、業界認定システムにより供給される合法木材製品の信頼性を確保するため、認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施する。

産地国の供給サイドに対しては、違法伐採対策推進国際セミナー2007in 東京の「合法木材(Goho-wood)は地球を守る第一歩、国際セミナーをきっかけとしてGoho-wood 認証システムのネットワークを作ろう」の呼びかけを踏まえ、合法木材ナビ上に世界中の合法性等を証明するシステムの情報交換をする場を作り、信頼性と普及可能性(Credibility and Distirbutablity)の二つをキーワードとした合法木材等証明システムの普及のための国際セミナーを開催する。

(3) ワーキンググループ

当該事業の実施を効果的に行うため資料4のメンバーによるワーキンググループを設置し、その助言を受けて実施する。